

## 報道発表資料

2012年10月30日発表

### 指定薬物を含有する違法ドラッグの発見について

県では、違法ドラッグによる健康被害の発生を未然に防止するため、県内で販売されている製品の買上調査を行っております。

今般、平成24年9月に本県が買上げした下記製品から、指定薬物が検出されましたのでお知らせします。

なお、現在のところ、県内で当該製品による健康被害発生の情報はありません。

#### 記

#### 1 製品の概要(製品表示等)

製品名: MONSTER Bio

性状: 植物片

内容量: 3g

製造(輸入)者: 記載なし

販売店舗: bee smoke(栃木県宇都宮市東宿郷1-4-5 岸ビル)

購入方法: 店頭にて直接購入



#### 2 検出した指定薬物

JWH-122

### 3 試験検査機関

栃木県保健環境センター

### 4 違反の事実及び適用条文

薬事法第2条第14項で定める指定薬物を含有する違法ドラッグを販売及び広告したことは、同法第76条の4(販売、授与、販売又は授与を目的とする貯蔵若しくは陳列等の禁止)及び同法第76条の5(広告の禁止)の規定に違反する。

### 4 本県の対応

(1)10月29日、販売業者に対して薬事法に基づく立入検査を実施し、当該製品の販売中止及び自主回収等を指導しました。

(2)県ホームページに製品名等を掲載し、摂取による危険性等の注意喚起を行います。

### 5 県民の皆様へ

当該製品をお持ちの方は、直ちに使用を中止し、健康被害が疑われる場合には、速やかに医療機関を受診してください。

「合法ドラッグ」「合法ハーブ」「脱法ドラッグ」「脱法ハーブ」と称して販売されている違法ドラッグは、どのような物質が含まれているか不明であり、身体に有害な作用を及ぼす物質が含まれているおそれが高く大変危険です。また、違法ドラッグは、使用がやめられなくなったり、死亡例を含む健康被害や異常行動を起こす場合がありますので、絶対に使用(摂取)しないでください。

### 6 参考

#### (1)違法ドラッグ

違法ドラッグとは、法律的な定義はありませんが、「脱法ドラッグ」、「合法ドラッグ」などと称し、多幸感や快感を高めたり、幻覚作用等を有するものとして販売されている製品のことをいいます。また、規制を逃れるため、本来の使用目的を隠し、お香、ハーブ、ビデオクリナー、芳香剤、植物肥料、試験検査用試薬などを装い販売されています。

#### (2)指定薬物

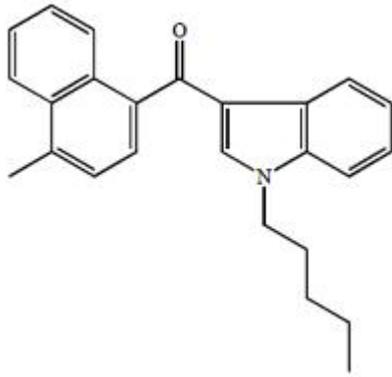
指定薬物とは、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物(大麻、覚せい剤、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがらを除く。)として、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいいます。現在、90物質が指定されています。(うち、17物質は、11月16日から施行)

#### (3)JWH-122(平成23年5月14日から規制開始)

合成カンナビノイドの一種で、大麻に含まれるテトラヒドロカンナビノールと類似の作用を有する可能性が考えられ、摂取すると健康被害が発生するおそれがあります。

化学名:(4-メチルナフタレン-1-イル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタン

化学構造式:



#### このページに関するお問い合わせ

薬務課 薬事審査担当

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 県庁舎本館5階

電話番号:028-623-3120

ファックス番号:028-623-3121

Email:[yakumu@pref.tochigi.lg.jp](mailto:yakumu@pref.tochigi.lg.jp)

---

栃木県庁 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 県庁代表受付電話番号:028-623-2323

All Rights Reserved, Copyright© Tochigi Prefecture

各ページに掲載の写真・音声・CG及び記事の無断転載を禁じます。